

北区内支店・営業所等届出書

年 月 日

東京都北区長 殿

共同運営受付番号

本店所在地

商号又は名称

代表者職氏名

㊞

以下のとおり相違ありませんので、届出いたします。

記載内容に変更が生じた場合、また、競争入札参加資格の継続申請時には、再度、届出書を提出いたします。

1. 支店営業所の概要

区と契約する支店 又は営業所の名称	電話番号 ()					
支店又は 営業所所在地	〒 東京都北区					
代理人肩書・氏名						
支店等設置年月日	年 月 日 (支店等営業年数 年 月)					
支店又は営業所の 建設業許可番号 (工事業者のみ)	国土交通大臣 東京都知事	同左の許可業種 01～28 は一般 51～78 は特定	01/51 土	08/58 電	15/65 板	22/72 通
	特 ー 般 ー		02/52 建	09/59 管	16/66 ガ	23/73 園
			第 号	03/53 大	10/60 タ	17/67 塗
			04/54 左	11/61 鋼	18/68 防	25/75 具
			05/55 と	12/62 筋	19/69 内	26/76 水
			06/56 石	13/63 ほ	20/70 機	27/77 消
			07/57 屋	14/64 しゅ	21/71 絶	28/78 清
支店又は営業所の 常勤職員数	名 (技術 名・事務 名・その他 名)					
事業所の所有状況	自社所有・賃貸物件					

2. 支店又は営業所に所属する技術職員の職名及び氏名、資格免許名及び番号

職名	氏名	資格免許名及び番号

この用紙を先頭にしておき、ホチキスで綴じてください。

支店・営業所等の建物の全景及び事務所出入口（表札等）の写真を貼付してください。

年 月 日撮影

こ
の
用
紙
は
二

支店・営業所等の事務所内の写真を貼付してください。

年 月 日撮影

ビル名

階

号室

枚
目
で
す
。

支店・営業所等の案内図を以下に記載してください。

最寄駅及び所要時間

線

駅

徒歩

分

～届出書作成要領～

1. 記名・押印にあたっては、本店の所在地及び代表者職氏名を記載し、競争入札参加資格審査受付票に押印してあるものと同一の実印を押印してください。
2. 支店又は営業所の名称・電話番号・所在地・代理人肩書・氏名については、受付票の内容と一致するように記載してください。ただし、所在地についてビル名、部屋番号等がある場合は、そこまで含めて記載してください。
3. 建設業の許可番号・許可業種については、本店ではなく、支店又は営業所として有している許可業種の番号に○を付けてください。
4. 事業所の所有状況については、該当する項目に○を付けてください。
5. 技術職員の職名・資格免許名及び番号については、例えば以下のようなものを記載してください。欄が足りない場合は別紙を作成する等して対応してください。
 - ・職名…会社内の役職名称
 - ・資格免許名…一級建築士・一級土木施工管理技師・監理技術者資格・第一種電気工事士など
6. 受付番号欄には、東京電子自治体共同運営サービスの受付番号を記入してください。
7. 支店・営業所等の事務所建物の全景、出入り口（表札）及び**事務所内**の写真を添付してください。写真は鮮明な画像のものを、はがれないようにしっかりと貼付してください。
8. 本届出書はA4版縦型2枚です。本届出書を先頭にして以下の書類を順番に左綴じして（2カ所止め）添付してください。
 - ① 最新の競争入札参加資格審査受付票（押印及び印鑑証明書貼付済みのもの）の写し
 - ② 建設業の許可申請書及び別表（受付印のあるもの）の写し
 - ③ 支店・営業所等が自社所有である場合…不動産登記簿（写し）又は固定資産税評価証明書（写し）
支店・営業所等が賃貸物件である場合…不動産賃貸借契約書（写し）（必ず会社が事務所として借り主となっていること）
 - ④ 法人設立・設置届出書の写し（都税事務所に提出したものの写し）
区内の支店・営業所が移動した場合は、④に合わせて下記⑤もご提出ください。
 - ⑤ （法人住民税）異動届出書（都税事務所に提出したものの写し）
 - ⑥ （法人住民税）法人住民税を含む領収書、納税証明書、または均等割額の計算に関する明細書（都税事務所に提出したものの写し）
 - ⑦ **支店等の代理人名義**の履行を完了している契約書の写し（官公署・民間）
9. 物品等で登録されている事業者は上記3,5には記入しないでください。また、8②の書類は不要です。
10. この届出がない場合は、区内業者としての取扱いができません。
11. 支店・営業所等の所在地等を確認するために、後日、区職員が訪問する場合がありますので、あらか

じめご承知おきください。

12. 届出書に変更が生じた場合は、再提出してください。

13. 競争入札参加資格の継続申請時には、新たに届出書を提出してください。

14. その他

- ① 疑義がある場合には、公共料金（電気、ガス、水道、電話）、プロバイダーの領収書、勤務職員の出勤簿等の提示を求めることがあります。
- ② この届出に関する準区内業者の取り扱いについては、別に定める「北区競争入札に係る準区内業者の認定基準」により行います。